

京都市告示第 112 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成19年6月29日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
(医) 栄仁会 京都駅前メンタルクリニック	下京区東洞院通七条下る塩小路町524番地の4	平成19年5月7日
(医) 財団医恵会 聖護院皮膚科クリニック	左京区聖護院山王町33番地レゾン	平成19年5月1日
柏井歯科医院	北区小山下内河原町3番地の3	平成19年5月7日
門跡歯科口腔外科医院	上京区門跡町275番地の1	平成19年6月4日
仁木歯科医院	東山区本町7丁目24番地	平成19年4月1日
メディオ薬局御所南店	中京区東洞院通二条上る壺屋町516番地	平成19年5月1日
スマイル薬局北白川店	左京区北白川大堂町61番地ホライゾンビル1F	平成19年5月1日
明德調剤薬局御陵店	山科区御陵大津畑町2番地の4	平成19年4月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)